

令和元年11月26日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成31年(ワ)第7732号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和元年9月24日

判 決

5

原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士

荒

井

哲

朗

同

浅

井

淳

子

同

太

田

賢

志

同

五

反

章

裕

同

津

田

顕

郎

同

戸

田

知

代

同

見

次

友

浩

同

竹

村

直

樹

10

15

東京都中央区日本橋茅場町3丁目5番3号

被 告 株 式 会 社 C I S [REDACTED]

同代表者代表取締役 岩 坂

20

被 告 岩 坂

[REDACTED]

[REDACTED]

被 告 後 藤

[REDACTED]

[REDACTED]

被 告 高 山

[REDACTED]

[REDACTED]

25

被 告 永 田

[REDACTED]

[REDACTED]

上記5名訴訟代理人弁護士 槇

桂

## 主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帶して、820万円及びこれに対する平成3年4月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

## 事実及び理由

### 第1 請求

#### 主文と同旨

### 第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、被告株式会社CIS（以下「被告会社」という。）との間で締結した各金地金売買契約（以下「本件取引」という。）は私的差金決済取引であり、本件取引には公序良俗違反の違法、説明義務違反等の違法があり、原告は、本件取引の代金及び手数料名下に支払った分割金から利益金名下に受領した金員を控除した金額相当の損害を被ったなどと主張して、被告会社に対しては民法715条1項又は同法709条に基づき、被告会社の代表取締役である被告岩坂■（以下「被告岩坂」という。）及び被告会社の取締役である後藤■（以下「被告後藤」という。）に対してはいずれも民法719条1項、709条又は会社法429条1項に基づき、被告会社の従業員である被告高山■（以下「被告高山」という。）及び被告永田■（以下「被告永田」という。）に対しては民法709条に基づき、連帶して、損害賠償金820万円とこれに対する平成31年4月18日（被告らに対する最終の訴状送達の日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。
- 2 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに掲記証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）
  - (1) 当事者

ア 原告は、昭和44年生まれの女性であり、システムの開発、保守、管理等を行う株式会社の代表取締役である（甲15、弁論の全趣旨）。

イ 被告会社は、金地金の売買等を目的とする株式会社であり、被告岩坂は被告会社の代表取締役、被告後藤は被告会社の取締役、被告高山及び被告永田はいずれも被告会社の従業員であった（争いがないほか、甲1、4、5、弁論の全趣旨）。

## (2) 本件取引の内容

ア 平成29年12月ないし平成30年1月頃、被告永田が、原告が経営する会社を訪問した。その後、同年1月頃、被告永田は、被告高山を連れて、同社を再訪し、原告に対し、「金投資 Pure Gold 払込額予定表」と題する書面（甲6の1・2）を示し、金地金3kgの購入を勧誘した。原告は、同月31日、口座開設申込書を作成し、次の内容のとおり、原告が被告会社から金地金を購入する契約（金契約①）を締結した（甲9の1）。

金地金数量 3kg

契約時の価格 4900円/g

購入代金 1470万円（消費税込み）

手数料 158万7600円（購入代金の10.8%）

支払方法 平成30年1月 240万円

平成30年2月から平成44年11月まで毎月末限り

7万7500円

平成44年12月末限り

9万2600円（計180回）

金地金の引渡 被告会社は原告が上記購入代金及び手数料を支払ったときに原告に対して金地金を引き渡す義務を負う

原告は、平成30年1月31日、被告会社に対し、金契約①の代金の一

部として240万円を支払った（甲11の1）。

（争いがないほか、掲記証拠、甲7、8の1、10、15、弁論の全趣旨）

イ 被告高山は、同年4月17日、原告に対し、金地金2kgの購入を勧誘した。そこで原告は、同日、次の内容のとおり、原告が被告会社から金地金を購入する契約（金契約②）を締結した（甲9の2）。

金地金数量 2 kg

契約時の価格 4050円／g

購入代金 810万円（消費税込み）

手数料 87万4800円（購入代金の10.8%）

10 支払方法 平成30年4月 160万円

平成30年5月から平成40年2月まで毎月末限り

6万1900円

平成40年3月末限り

7万0600円（計120回）

15 金地金の引渡 被告会社は原告が上記購入代金及び手数料を支払ったときに原告に対して金地金を引き渡す義務を負う。原告は、平成30年4月17日、被告会社に対し、金契約②の代金の一部として160万円を支払った（甲11の2）。

（争いがないほか、掲記証拠、甲8の2、10、15、弁論の全趣旨）

20 ウ 被告高山は、同年5月18日、原告に対し、「前回購入した金地金2kgを売却し、130万円を追加で入金していただければ、金地金4kg割り当てることができます」などと告げて、同年4月17日付で購入した金地金2kgの売却及び金地金4kgの購入を勧誘した。原告は、同日、金地金2kgを売却するとともに、次の内容のとおり、原告が被告会社から金地金を購入する契約（金契約③）を締結した（甲9の3）。

金地金数量 4 kg

契約時の価格 4050円／g  
購入代金 1620万円（消費税込み）  
手数料 174万9600円（購入代金の10.8%）  
支払方法 平成30年5月 320万円  
5 平成30年6月から平成40年3月まで毎月末限り  
12万3900円  
平成40年4月末限り  
12万9400円（計120回）

金地金の引渡し 被告会社は原告が上記購入代金及び手数料を支払った  
10 とき原告に対して金地金を引き渡す義務を負う  
原告は、平成30年5月18日、被告会社に対し、金契約③の代金の一部として130万円を支払った（甲11の3）。

（争いがないほか、掲記証拠、甲8の3、10、15、弁論の全趣旨）

エ 被告高山は、同月28日、原告に対し、金地金2kgの購入を勧誘した。  
15 原告は、同日、次の内容のとおり、原告が被告会社から金地金を購入する契約（金契約④）を締結した（甲9の4）。

金地金数量 2kg  
契約時の価格 4050円／g  
購入代金 810万円（消費税込み）  
手数料 87万4800円（購入代金の10.8%）  
20 支払方法 平成30年5月 160万円  
平成30年6月から平成40年3月まで毎月末限り  
6万1900円  
平成40年4月末限り

25 7万0600円（計120回）

金地金の引渡し 被告会社は原告が上記購入代金及び手数料を支払った

ときに原告に対して金地金を引き渡す義務を負う

原告は、平成30年5月28日、被告会社に対し、金契約④の代金の一部として160万円を支払った（甲11の4）。

（争いがないほか、掲記証拠、甲8の4、10、15、弁論の全趣旨）

オ 被告高山は、同年6月11日、原告に対し、「金を持っている他のお客様が病気で治療しているので、その枠をお客様に分けています。」と告げて、同年7月13日に5万円の利益を支払うことを約束する旨名刺に記載し、金100gを購入するよう勧誘した。原告は、同日、金100gを購入する契約（金契約⑤）を締結し、その代金として、被告高山に対して45万円を交付した。なお、同契約に関して、現実の金100gの授受はなかった。

（争いがないほか、甲4、10、15、弁論の全趣旨）

カ 原告は、同年7月27日、被告会社に対し、本件取引の積立金として80万円を支払った。

（争いがないほか、甲10、11の5、15、弁論の全趣旨）

キ 原告は、被告会社から、同月13日に5万円を、同年8月27日に14万円を、同年12月3日に50万円をいずれも利益金名目で受け取った。

（争いがないほか、甲10、15、弁論の全趣旨）

### （3）中途解約等に関する契約条項

金契約①ないし④の各契約書には、いずれも、原告が売買契約を書面による意思表示で中途解約することができる旨、その場合、被告会社は解約通知を受領してから10営業日以内に原告に対して精算金を支払う旨、精算金は、被告会社が解約通知を受領した日の株式会社東京商品取引所（以下「東京商品取引所」という。）における金「標準取引」の1番限精算値（帳入値段）の価格を解約価格とし、それに解約数量を乗じて算出した解約代金と売買契約における金地金の購入代金の差額を計算し、その差額と原告が解約時まで

に支払った金額を合算した上、手数料を控除して算出される旨が定められている（各契約書第12条）。

また、金契約①ないし④の各契約書には、買主の選択により、損失拡大リスクを回避するためのロスカット制度（東京商品取引所の金「標準取引」の1番限精算値（帳入値段）の価格が契約時の価格から20%を下回った時点で、自動的に契約を解約する制度）を設定できる旨の規定があったが、原告は同制度を設定しなかった（各契約書第13条）。

（争いがないほか、甲9の1ないし9の4、弁論の全趣旨）

### 3 争点及び争点に関する当事者の主張

#### （1）本件取引の違法性

##### ア 原告の主張

###### （ア）公序良俗違反

本件取引は、市場価格より相當に安い価格で金を購入したこととして、契約時にその代金の一部及び手数料として相当額を支払わせた上、残額を多数回の分割払いとし、その全額を支払って初めて金地金の引渡しを受け得ることができるというものである。また、本件取引は、書面による意思表示により、将来の任意の時点で中途解約することができ、その場合、被告会社が解約通知を受領した日の東京商品取引所の金の標準取引の1番限精算値（帳入値段）の価格を解約価格として、それに、解約数量をかけて算出した解約代金から本件取引における金の購入代金の差額を計算して精算するものとされている。その他、契約締結時に顧客の希望に基づきロスカット制度を設定できることになっている。そうすると、本件取引は、金地金売買契約と称しているものの、将来の金の価格により差金決済をする私的差金決済取引に当たり、取引公序に著しく反するものである上、賭博罪・賭博場開帳図利罪として刑事罰をもって禁止される行為を真っ当な取引であるかのよ

うに誤信させて、購入代金及び手数料名下に分割金を支払わせるものというべきであるから、公序良俗に違反するものとして、不法行為を構成するに十分な違法性を有する。

(イ) 説明義務違反、断定的判断の提供

原告は、本件取引において、原告にとって利益計算となった場合でも、裁判所によって利益金請求権が否定される可能性があること、本件取引が相対取引であり、顧客（原告）と業者（被告会社）の利害が対立するものであることなど、本件取引をするか否かの判断を決定的に左右する事情について、何ら説明を受けていない。

むしろ、原告は、特別に枠を割り当てるので安く金を買うことができ、これから金の価格は上がっていくので、分割金の負担はないようなものであるなどと虚偽の事実や断定的判断を告げられて、本件取引を勧誘された。

かかる説明義務違反や断定的判断の提供等により本件取引を勧誘し、これを行わせたことにつき、顕著な違法性がある。

イ 被告らの主張

否認ないし争う。本件取引は金地金売買契約であり、何らの違法性を有するものではない。

(2) 被告らの責任

ア 原告の主張

本件取引における被告高山及び被告永田の違法行為は、本件取引の経過、態様等に照らし、被告会社の通常の取引受託業務とは異質な偶発的なものと考えることはできず、被告会社の営業方針、営業姿勢に由来するものといえる。したがって、被告会社は、使用者としての責任を負うにとどまらず、法人として固有の不法行為責任を負うというべきである（民法715条1項、709条）。

また、被告岩坂は被告会社の代表取締役として被告会社の違法な営業を行っていたものであり、被告高山及び被告永田と連帶して共同不法行為責任を負うとともに、会社法429条1項に基づく責任を負う。

被告後藤は、被告会社の取締役として、被告会社の違法な営業を行っていたものであり、被告高山及び被告永田と連帶して共同不法行為責任を負うとともに、取締役として職務を行うについて故意または重過失があったといえ、会社法429条1項に基づく責任を負う。

被告高山及び被告永田は、被告会社の従業員として、違法な勧誘を行つて金銭を交付させたものであるから、不法行為責任を負う（民法709条）。

#### イ 被告らの主張

被告岩坂、被告後藤、被告高山、被告永田の立場は争わないが、その余は否認ないし争う。

### (3) 損害

#### ア 原告の主張

原告は、本件取引において、被告会社に対して合計815万円を支払っているところ、被告会社から69万円を利益金名目で受領していることを加味しても、未返還交付金員相当額として、746万円の損害を被った。また、原告は、本件訴訟を提起して被告らに損害賠償を求めるために、弁護士に委任せざるを得なかったから、そのための弁護士費用は被告らの不法行為と相当因果関係のある損害であり、その額は、上記未返還交付金員相当額の約1割である74万円が相当である。

#### イ 被告らの主張

原告が、本件取引において、被告会社に対して合計815万円を支払い、被告会社から69万円を利益金名目で受領している事実は認めるが、その余は否認ないし争う。また、金契約③及び④については、平成30年

9月1日付けで有効に解約されており、原告の主張する損害額には根拠がない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 本件取引の違法性について

(1) 金地金は、実物資産として保有されるほか、価格が変動し、換金性が高いといった特徴があり、金地金を対象とする本件取引も、こうした金地金の性質を利用して行われたものと考えられる。そして、前提事実、とりわけ、金契約①ないし④における分割金の支払が10年ないし15年の長期間にわたっていること、被告会社が原告に金地金を引き渡す義務は、かかる長期間の分割金の支払が終わった後に初めて発生することであること、原告が同期間中いつでも金契約①ないし④を中途解約できるとされていること、中途解約された場合、被告が原告に対して精算金を支払う旨定められているところ、その精算金は、日々変動する東京商品取引所の金「標準取引」の1番限精算値に基づいて算定されることであること、金契約①ないし④の契約書には、買主の選択により、ロスカットという投資や投機に係る取引に特有の制度を設定することができる旨の記載があったこと、金契約①の勧誘の際、「金投資」との文言を含む表題の書面が原告に交付されていること、原告は、金契約③の勧誘を受けた際、金契約②に係る金地金2kgの売却と130万円の追加入金をもって、金地金4kgが割り当てられる旨告げられていることなどに照らせば、金契約①ないし④の目的は、原告が金地金を購入して被告会社がその対価を得る点にあるのではなく、中途解約を前提として、中途解約時の金地金の時価と契約時の金地金の時価との差額を原告又は被告会社が授受する点にあると認めるのが相当である。また、金契約⑤についても、金契約①ないし④の一環として行われたことは被告高山の発言内容（前提事実(2)オ）からして明らかである上、現実の金100gの授受がなく、金地金の実物を目的とした取引ではないことを被告らも認めているから、金契約⑤も差

額の授受によって決済することを目的とした金契約①ないし④と同様の性質を有する取引であると認められる。

以上より、本件取引は、金地金の売買契約の形式をとるもの、実質的には中途解約時の金価格に基づく差金決済をすることを目的とした私的差金決済取引にほかならず、商品先物取引法が「先物取引」として定める「当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であって、当該売買の目的物となっている商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引」（同法2条3項1号）と同一の性質を有する取引にあたるというべきである。

そして、同法6条1項、2項は、商品先物取引における秩序の維持及び顧客の保護等の観点から、何人も、商品について先物取引に類似する取引をするための施設を開設してはならず、何人も、同施設において先物取引に類似する取引をしてはならないと定め、商品市場類似施設の開設を禁止しているほか、同法329条は、何人も、商品先物取引業者等を相手方として行う場合を除き、商品市場における取引によらないで、商品市場における相場を利用して、差金を授受することを目的とする行為をしてはならないと定め、相場による賭博行為を禁止している。

本件取引は、前述のとおり、その実態に鑑みれば先物取引に類似する取引に該当するというべきであるから、被告会社が本件取引をしたことは、商品先物取引法6条1項、2項に違反するものと認められる。のみならず、本件取引は、前述のとおり、商品市場における取引によらないで、中途解約時の東京商品取引所における金相場を利用して、契約時と解約時の金価格に基づく差金決済をすることを目的としているから、同法329条に違反する私的差金決済取引であると認められる。

(2) その上、前提事実によれば、金契約①ないし④においては、いずれも購入代金の10.8%相当額の多額の手数料が発生し、これが分割金の第1回目

の支払に併せて被告会社に支払われており、契約条項に照らしても、満期受渡しや中途解約のいずれにおいても、被告会社は当該手数料を利益として確保している。

また、本件取引は商品市場における取引ではなく、原告と被告会社との間の相対取引であり、分割金の支払期間中に金の価格が下落し、原告が中途解約した場合には、原告に損失が生じる反面、被告会社は利益を得ることになり、逆に金の価格が上昇し、原告が中途解約による精算等を希望した場合には、計算上、原告が利益を得る反面、被告会社に損失が生じることとなるから、本件取引は、原告と被告会社との間で常に利益相反状況にある。そうすると、被告会社としては、原告に対し、本件取引が利益相反状況下にある被告会社との間で行われることなどの説明をする必要があるが、被告会社が原告に対してこのような説明をしたことを見出す証拠はない。

更に、前提事実(2)のとおり、被告高山は、5万円の利益を約束して金契約⑤を勧誘したほか、証拠（甲15）及び弁論の全趣旨によれば、被告永田や被告高山は、原告に対し、すぐに中途解約すれば短期間で確実にもうかるなどと申し向け、本件取引を勧誘したことが認められる。こうした被告会社の従業員の言動は、不確実であるはずの金価格の変動について、価格が上昇する旨の断定的判断を提供し、その旨原告を誤認させるものであり、社会的相当性を逸脱する勧誘方法というほかない。

(3) 以上(1)、(2)における検討によれば、本件取引は、商品市場類似施設の開設の禁止（商品先物取引法6条1項、2項）及び相場による賭博行為の禁止（同法329条）に違反するところ、これらの違反行為は、いずれも懲役刑を含む刑罰により厳しく規制されていることからして（同法357条、363条、365条），違法性は重大といえる。被告会社が手数料として多額の利益を確保する一方、原告と被告会社が利益相反状況にあることに関する被告会社からの説明はなく、断定的な説明が行われていることも併せ考慮する

と、本件取引は、取引秩序の維持及び顧客保護のための方策を設けた商品先物取引法の趣旨目的を著しく没却するものといわざるを得ない。したがって、本件取引は公序良俗に違反し、不法行為としての違法性を有するものといえる。

## 5 2 被告らの責任について

(1) 被告高山及び被告永田は被告会社の従業員として、本件取引が私的差金決済取引であり、公序良俗に違反する違法な取引であることを認識しながら、原告に本件取引を勧誘して、金契約①ないし⑤を締結させて、原告に代金及び手数料名下に金員を支払わせたものといえる。

10 なお、被告永田に関しては、金契約②ないし⑤について、原告と直接やりとりをしていないものの、被告会社による組織的行為の一環として原告に対する勧誘行為を行ったことが強く窺われ、被告永田自身も、金契約②ないし⑤に関しても同被告が責任を負うことを争っていない。

よって、被告高山及び被告永田は、民法709条に基づき、本件取引によって原告が被った損害を賠償すべき責任を負う。

(2) 被告会社は、前記1で述べたとおり、原告に対して、公序良俗に違反する違法な取引である本件取引を行わせたものであり、本件取引によって原告が被った損害について、法人として民法709条に基づく不法行為責任を負うほか、上記被告高山及び被告永田の行為は、被告会社の従業員として、被告会社の営業方針に従って事業の執行について行われたものであるから、被告会社は、上記被告らの使用者として民法715条1項に基づく責任を負う。

20 (3) 被告岩坂は被告会社の代表取締役として、被告後藤は被告会社の取締役として、被告会社において適法な営業が行われるよう事業執行を行うべきであったのにこれをせず、被告会社は、従業員と共同して組織ぐるみで、原告に対して、公序良俗に違反する違法な取引である本件取引を行わせたものである。したがって、被告岩坂及び被告後藤は、原告が被った損害について、被

告会社、被告高山及び被告永田とともに共同不法行為責任を負うとともに、  
会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

### 3 損害について

被告らの不法行為等によって原告が被った損害は、未返還交付金員相当額が、  
出金と入金の差額である746万円となり、弁護士費用相当損害金は、その1  
割に相当する74万円とするのが相当である。以上の損害額合計は820万円  
となる。

なお、被告らは金契約③及び④につき、平成30年9月1日時点で既に解約  
されている旨主張するが、その根拠となる証拠は何ら提出されておらず、被告  
会社が解約通知を受領してから10日以内に支払うこととされている精算金を  
支払った事実も認めることができないから、同日に解約されていた事実を認め  
ることはできず、上記主張は前記損害額の認定を左右するものではない。

### 4 結論

以上によれば、被告らは、連帶して、原告に対し、上記損害金合計820万  
円の損害賠償をするとともに、これに対する平成31年4月18日（被告らに  
対する最終の訴状送達の日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合  
による遅延損害金を支払うべき義務がある。

よって、原告の請求はいずれも理由があるから認容することとして、主文の  
とおり判決する。

20 東京地方裁判所民事第26部

裁判長裁判官

男 署 京子

裁判官

森田

淳

裁判官

坂内信宏

これは正本である。

令和元年11月26日

東京地方裁判所民事第26部

裁判所書記官 新井 優美子